先例

1	民二137	平成30年3月16日	Aが死亡し、相続人BCDによる遺産分割協議未了のまま、Dが死亡し、 その相続人がEFの場合、BCがEFに相続分を譲渡した上、EF間で 遺産分割協議をし、Eが単独取得をする場合、 AがEへ「年月日(A死亡日)D相続、年月日(D死亡日)相続」を原因として 所有権移転登記をすることができる。	<u>資料1</u>
---	-------	------------	---	------------

法務省民二第137号 平成30年3月16日

法務局民事行政部長 殿

(名古屋を除く。)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における 所有権の移転の登記の可否について(通知)

標記について、別紙甲号のとおり名古屋法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙乙号

法務省民二第136号 平成30年3月16日

名古屋法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

異順位の共同相続人の聞で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における 所有権の移転の登記の可否について (回答)

本月9日付け不登第52号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

不登第52号 平成30年3月9日

法務省民事局民事第二課長 殿

名古屋法務局民事行政部長

異順位の共同相続人の間で相続分の譲渡がされた後に遺産分割協議が行われた場合における 所有権の移転の登記の可否について (照会)

甲不動産の所有権の登記名義人 A が死亡し、その相続人 B 、 C 及び D による遺産分割協議が未了のまま、更に D が死亡しその相続人が E 及び F であった場合において、 B 及び C が E 及び F に対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、 E F 間において遺産分割協議をし、 E が単独で甲不動産を取得することとしたとして、 E から、登記原因を証する情報(不動産登記令(平成 1 6 年政令第 3 7 9 号)第 7 条第 1 項第 5 号口ただし書、別表 2 2 の項添付情報欄)として、 当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、 「平成何年何月何日(A の死亡の日) D 相続、平成何年何月何日(D の死亡の日) 相続」を登記原因として、甲不動産について A から E への所有権の移転の笠記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力を生じ(民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 9 0 9 条)、中間における相続が単独相続であったことになることから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記をすることができると考えますが、いささか疑義がありますので照会します。